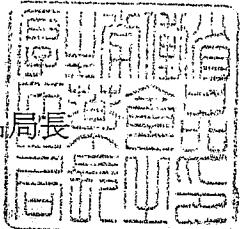


薬食発第 0331053 号
平成 20 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



薬事法関係手数料令の一部を改正する政令等の施行について

薬事法関係手数料令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 52 号、別添 1 参照）が今月 19 日に公布され、薬事法関係手数料規則の一部を改正する省令（平成 20 年厚生労働省令第 52 号、別添 2 参照）、薬事法関係手数料令第七条第一項第一号イ(9)の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品を定める件（平成 20 年厚生労働省告示第 122 号、別添 3 参照）及び薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(15)及び(22)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める件（平成 20 年厚生労働省告示第 123 号、別添 4 参照）が今月 27 日に公布され、4 月 1 日より施行されることとなった。

本改正の趣旨、各手数料区分等の取扱い及び留意事項について、下記のとおり定めたので、貴職におかれでは、下記の事項に御留意の上、貴管下関係業者等に周知徹底を図るとともに、適切な指導を行い、その実施に遺漏なきを期されたい。

なお、この通知において、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）を「法」と、薬事法関係手数料令の一部を改正する政令による改正前の薬事法関係手数料令（平成 17 年政令第 91 号）を「旧手数料令」と、改正後の薬事法関係手数料令を「新手数料令」とそれぞれ略称する。

また、旧手数料令と新手数料令における区分及び手数料の額については、別添 5 を参照されたい。

記



第一 改正の趣旨

一般用医薬品のうち、医療用医薬品として承認されている有効成分等を一

般用医薬品へ転用するものについては、これまでいわゆる一般用医薬品の手数料区分である旧手数料令第7条第1項第1号イ(9)等により審査が行われていたところであるが、一方で、その審査において求められる資料は通常の一般用医薬品に比べ膨大であり、かつ専門的な審査を必要とするところである。

また、後発医療用医薬品及び一般用医薬品において、ガイドライン等により、その有効性・安全性が確認できる効能、効果、用法又は用量の一部変更承認申請においては、通常の品目に比べ審査業務が軽減されるところである。これらに伴い、薬事法に基づいて行われる医薬品に係る承認の申請について、国及び独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）に納める手数料を新設するものである。

第二 手数料の区分について

新手数料令において新設された各手数料区分については、次の諸点に留意すること。

1. 第7条関係（国に納めるべき手数料）

（1）第7条第1項第1号イ関係

① (9)の対象となる医薬品としては、既承認一般用医薬品（製造販売後調査を行うこと等についての承認条件が付された場合にあっては、当該条件を満たすものに限る。以下同じ。）と有効成分若しくはその配合割合、効能、効果、用法又は用量が異なる医薬品（以下「スイッチOTC等」という。）が対象となる。

ただし、既承認一般用医薬品と有効成分の配合割合のみが異なる医薬品のうち、厚生労働大臣が定める医薬品として、薬事法関係手数料令第七条第一項第一号イ(9)の規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品（平成20年厚生労働省告示第122号、別添3）に掲げるものについては、その承認申請に対する審査の内容が(11)に掲げる医薬品に係る承認申請に対する審査の内容に相当するものであり、第7条第1項第1号イ(9)には該当しないこと。

具体的には、既承認一般用医薬品と有効成分の配合割合のみが異なる医薬品のうち、以下の医薬品は(9)に該当すること。

ア 薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が規定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成19年告示第69号）における第一類医薬品の成分として別表第一に掲げるものの、その水和物及びそれらの塩類並びに同表に掲げるその他のもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として組み合わせた製剤

- イ 第1類医薬品の成分として別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに第2類医薬品として別表第二に掲げる漢方処方を有効成分として組み合わせた製剤
 - ウ 第1類医薬品の成分として別表第一に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに第2類医薬品として別表第三に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として組み合わせた製剤
 - エ 第2類医薬品として別表第二に掲げる漢方処方及び同表に掲げるその他のものを有効成分として組み合わせた製剤
 - オ 第2類医薬品として別表第二に掲げる漢方処方並びに第2類医薬品として別表第三に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として組み合わせた製剤
 - カ 第2類医薬品として別表第三に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに同表に掲げるその他のもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として組み合わせた製剤
- ② (10)の対象となる医薬品としては、スイッチOTC等を申請した者が、当該医薬品の規格違いの品目を申請した場合に適用されること。
 - ③ (11)の対象となる医薬品としては、旧手数料令第7条第1項第1号(9)の対象とされている医薬品のうち、スイッチOTC等を除いた医薬品であること。
 - ④ (12)の対象となる医薬品としては、(11)に掲げる医薬品を申請した者が、当該医薬品の規格違いの品目の申請をした場合に適用されること。

(2) 第1項第2号イ関係

- ① (15)の対象となる医薬品としては、新手数料令第7条第1項第1号イ(7)及び(8)に掲げる医薬品のうち、效能、効果、用法又は用量の変更について、その変更申請の内容が、薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(15)及び(22)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(平成20年厚生労働省告示第123号、別添4)に基づくものであること。

現在、当該告示においては、第一号により、世界保健機関(WHO)及び国連食糧農業機関(FAO)により平成19年4月付けで策定された「乳児用調整粉乳の安全な調乳、保存及び取扱いに関するガイドライン」並びに第二号により、厚生省が昭和50年2月に監修した「一般用漢方処方の手引き」を基準として示しているものであること。

- ② (17)の対象となる医薬品としては、スイッチOTC等のうち、效能、効果、用法又は用量を変更すること。

- ③ (18)の対象となる医薬品としては、新手数料令第7条第1項第1号イ(10)に掲げる医薬品（スイッチOTC等の規格違い）のうち、効能、効果、用法又は用量を変更するものであること。
- ④ (19)の対象となる医薬品としては、新手数料令第7条第1項第1号イ(9)及び(10)に掲げる医薬品（スイッチOTC等及びその規格違い）のうち、効能、効果、用法又は用量を変更するものであること。
- ⑤ (22)の対象となる医薬品としては、新手数料令第7条第1項第1号イ(7)及び(8)に掲げる医薬品のうち、効能、効果、用法又は用量の変更について、その変更申請の内容が、薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(15)及び(22)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成20年厚生労働省告示第123号、別添4）に示した基準に基づくものであること。

現在、当該告示で示している基準としては、上記①を参照のこと。

2. 第17条関係（機構に納めるべき手数料）

(1) 第1項第1号イ関係

- ① (10)の対象となる医薬品としては、新手数料令第7条第1項第1号イ(9)又は(10)に掲げる医薬品（スイッチOTC等及びその規格違い）が該当すること。

(2) 第1項第2号イ関係

- ① (1)の対象となる医薬品は、新手数料令第7条第1項第2号イ(1)、(7)、(13)、(17)又は(20)に掲げる医薬品が該当すること。
- ② (2)の対象となる医薬品は、新手数料令第7条第1項第2号イ(2)、(8)、(14)、(18)又は(21)に掲げる医薬品が該当すること。
- ③ (7)の対象となる医薬品は、新手数料令第7条第1項第2号イ(15)又は(22)に掲げる医薬品が該当すること。
- ④ (8)の対象となる医薬品は、新手数料令第7条第1項第2号イ(19)又は(23)に掲げる医薬品が該当すること。

第三 施行期日

新手数料令の施行期日は、平成20年4月1日であること。



(号外) 独立行政法人国立印刷局

○自衛隊法施行令及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令(五五)	○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令等の一部を改正する政令(五六)
○公職選挙法施行規則の一部を改正する省令(総務二六)	○会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令(法務一一)
○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する等の省令(厚生労働三八)	○予防接種実施規則の一部を改正する省令(同三九)
○指定漁業の許可及び取締り等に関する省令等の一部を改正する省令(農林水産一四)	○経済産業省企業活動基本調査規則の一部を改正する省令(経済産業一二)
○放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(四九)	○弁理士法施行規則の一部を改正する省令(同一四)
○放送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令(五〇)	○裁判所 諸事項 破産、免責、再生関係 特殊法人等 住宅型式性能認定関係 地方公共団体 行旅死亡人、公示送達関係
○保健師助産師看護師法施行令及び薬剤師法施行令の一部を改正する政令(五一)	○国庫歳入歳出状況(平成十九年度平成二十年一月分)(財務省)
○薬事法関係手数料令の一部を改正する政令(五二)	○平成七年農林水産省告示第四百七十号等の一部を改正する等の告示(農林水産四一〇)
○国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令等の一部を改正する政令(五三)	○経済産業省企業活動基本調査規則に基づき企業活動基本調査票の様式を定める件(経済産業四一)
○防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令(五四)	○気象庁予報警報規程の一部を改正する件(気象庁四)
○都市計画に関する件(東北地方整備局五五～六〇)	

本号で公布された法令のあらまし

○道路に関する件(同六一～六二)	○都市計画に関する件(関東地方整備局一一五～一三三)
○宅地建物取引業法第六十九条第一項の規定に基づく聴聞を行う件(中部地方整備局三〇～三一)	○道路に関する件(北陸地方整備局四一)
○道路に関する件(九州地方整備局四七、四八)	○道路に関する件(北海道開発局一七、一八)
○道路に関する件(中国地方整備局二八、二九)	○道路に関する件(九州地方整備局四七、四八)
○道路に関する件(北海道開発局一七、一八)	○道路に関する件(北海道開発局一七、一八)
△地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第四七号)(総務省)	△地方財政再建促進特別措置法施行令及び地方公共団体による国等への寄附金等の支出の制限について、住民に対する医療の提供に関する寄附金等の支出を認めることとする等、所要の見直しを行うこととした。(地方財政再建促進特別措置法施行令第一二条の三関係)
△地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令における地方公共団体による国等への寄附金等の支出の制限について、住民に対する医療の提供に関する寄附金等の支出を認めることとする等、所要の見直しを行うこととした。(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令附則第四条関係)	△地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令(政令第四八号)(総務省)
△この政令は、公布の日から施行することとした。	△この政令は、平成二〇年五月一日から施行することとした。
1 戸籍法の一部を改正する法律(平成一九年法律第三五号)の施行に伴い、戸籍に関する事務について徴収する地方公共団体の手数料の標準を定めていたる規定の整理を行うこととした。	1 戸籍法の一部を改正する法律(平成一九年法律第三五号)の施行に伴い、戸籍に関する事務について徴収する地方公共団体の手数料の標準を定めていたる規定の整理を行うこととした。
2 この政令は、平成二〇年五月一日から施行することとした。	2 この政令は、平成二〇年五月一日から施行することとした。
△放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第四九号)(総務省)	△放送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令(政令第四九号)(総務省)
△放送法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第一三六号)の施行期日及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二〇年四月一日とすることとした。	△放送法等の一部を改正する法律(平成一九年法律第一三六号)の施行期日及び同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二〇年四月一日とすることとした。

		第八条第十七項
	第六項又は第十二項	第六項
第八条第十九項	意見の聴取又は弁明の聴取	第十二項
第六項若しくは第十二項	第六項の規定により意見の聴取を行ふ場合における第七項において読み替えて準用する手続法第十五条第一項の通知又は第十二条項の行	第六項
意見の聴取若しくは弁明の聴取を行う場合又は第十四項前段の規定により医道審議会の委員が弁明の聴取	第六項の規定により意見の聴取を行ふ場合における第七項において読み替えて準用する手続法第十五条第一項の通知又は第十二条項の行	第六項
弁明の聴取	第十二項	第十二項

第一条 この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

附
則

游行其曰

第二条 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

項」を「第一項の三第一項」に、「第三条第四項」を「第三条第五項」に改め、同表薬剤師法施行令（昭和三十六年政令第十三号）の項中「第一条 第三条第二項、第四条第一項、第五条第二項、第六条第一項及び第五项並びに第七条」を「第三条、第五条第二項、第六条第一項、第八条第二項、第九条第二項及び第五項並びに第十条」に改める。

薬事法関係手数料令の一部を改正する政令を「」に公布する。

御名御璽

平成二十年三月十九日

内閣総理大臣 福田 康夫

福田
康夫

薬事法関係手数料令の一部を改正する政令

この政令を制定する。

卷之三 文斗令

薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)の一部を次のように改正する;

卷之三

第七条第一項第一号イ中「(1)から(15)まで」を「(1)から(17)まで」に改め、同号イ(3)

卷之三

に改め、同号

卷之三

し 同号イ(1)を同号イ(1)とし 同号イ(2)中「(1) (2) (4)及び(5)」を「(3) (4) 及び(1)」に改め 同号イ(3)を同号イ(5)とし 同号イ(2)中「(1) (2) (4)及び(5)」を「(3) (4) 及び(1)」に改め 同号イ(12)を同号イ(12)とし 同号イ(2)中「(1) (2) (4)及び(5)」を「(3) (4) 及び(1)」に改め

(14)とし、同号イ(1)を同号イ(3)とし、同号イ(4)中「(5)」を「(4)」に改め、同号イ(10)を同号イ(2)とし、同号イ(9)中「(8)及び(1)から(5)まで」を「から(5)まで及び(5)から(7)まで」に改め、同号イ(9)を同号イ(11)とし、同号イ(8)の次に次のように加える。

(9) 既承認医薬品のうち、医療用医薬品、専ら疾病の診断に使用されることが目的とされる医薬品（人又は動物の身体に直接使用されることのないもの及び人又は動物の皮膚に付けるものに限る）及び専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品以外のもの（当該既承認医薬品についての承認に法第七十九条第一項の規定により条件が付された場合にあっては、当該条件を満たすものに限る。）と有効成分若しくはその配合割合、效能、効果、用法又は用量が異なる医薬品（有効成分の配合割合のみが異なる医薬品にあっては、当該医薬品に係る承認申請に対する審査の内容が、(4)に掲げる医薬品に係る承認申請に対する審査の内容に相当するものとして厚生労働大臣が定めるものを除く。）であって、希少疾患用医薬品でないもの（(1)から(4)まで、(7)、(8)及び(13)から(7)までに掲げるものを除く。）二十万三千五百円

(10) (9)に掲げる医薬品に係る承認申請をした者が、当該承認申請に係る医薬品と有効成分及びその配合割合、投与経路、效能、効果並びに用量が同一であつてその形状、有効成分の含量又は有効成分以外の成分若しくはその含量が異なる医薬品に係る承認申請をする場合における当該医薬品二十万三千五百円

第七条第一項第二号イ中「(2)まで」を「(2)まで」に改め、同号イ(3)及び(4)中「「限り」を「限り、(5)に掲げるものを除く。」に改め、同号イ(2)を同号イ(2)とし、同号イ(2)中「前号イ(3)」を「前号イ(5)」に改め、同号イ(2)を同号イ(2)とし、同号イ(2)中「前号イ(2)」を「前号イ(4)」に改め、同号イ(2)を同号イ(2)とし、同号イ(2)中「前号イ(9)及び(1)」を「前号イ(1)及び(1)」に、「(5)及び(1)」を「(5)から(2)まで」に改め、同号イ(8)を同号イ(8)とし、同号イ(8)中「前号イ(5)」を「前号イ(3)」に改め、同号イ(9)を同号イ(9)とし、同号イ(8)中「前号イ(9)及び(1)」を「前号イ(1)及び(1)」に、「(5)及び(1)」を「(5)から(2)まで」に改め、同号イ(8)を同号イ(8)とし、同号イ(8)中「前号イ(5)」を「前号イ(2)」に、「限り」を「限り、(2)に掲げるものを除く。」に改め、同号イ(2)を同号イ(2)とし、その次に次のように加える。

(11) 前号イ(1)及び(1)に掲げる医薬品（效能、効果、用法又は用量の変更について承認の対象とされるものであつて、医学、歯科医学又は薬学上の見地から一般に妥当と認められる基準として厚生労働大臣が定めるものに基づき、当該承認申請に係る医薬品の有効性及び安全性が確認できるものに限る。）一万六千七百円

第七条第一項第二号イ(6)中「前号イ(9)」を「前号イ(1)」に、「限り」を「限り、(2)に掲げるものを除く。」に改め、同号イ(6)を同号イ(2)とし、同号イ(6)中「及び(4)」を「から(5)まで」に改め、同号イ(5)を同号イ(5)とし、その次に次のように加える。

第十七条第一項第一号イ中「(3まで」を「(4まで」に改め、同号イ(3)中「第七条第一項第一号イ(3)」を「第七条第一項第一号イ(4)」に改め、同号イ(3)を同号イ(4)とし、同号イ(3)中「第七条第一項第一号イ(2)」を「第七条第一項第一号イ(4)」に改め、同号イ(2)を同号イ(3)とし、同号イ(1)中「第七条第一項第一号イ(1)」を「第七条第一項第一号イ(3)」に改め、同号イ(1)を同号イ(2)とし、同号イ(1)中「第七条第一項第一号イ(9)又は(10)」を「第七条第一項第一号イ(1)又は(2)」に改め、同号イ(10)を同号イ(1)とし、第一項第一号イ(9)又は(10)の次のように加える。

(1) 第七条第一項第一号イ(9)又は(10)に掲げる医薬品 百二十億五千六百円
第十七条第一項第一号イ中「(10まで」を「(1)まで」に改め、同号イ(1)中「又は(16)」を「(1)又は(20)」に改め、同号イ(2)中「又は(17)」を「(18)又は(21)」に改め、同号イ(3)中「又は(18)」を「(19)又は(20)」に改め、同号イ(4)中「第七条第一項第一号イ(2)」を「第七条第一項第二号イ(2)」に改め、同号イ(10)を同号イ(1)とし、同号イ(9)中「第七条第一項第一号イ(2)」を「第七条第一項第二号イ(2)」に改め、同号イ(9)を同号イ(10)とし、同号イ(8)中「第七条第一項第一号イ(9)」を「第七条第一項第二号イ(9)」に改め、同号イ(8)を同号イ(9)とし、同号イ(7)中「第七条第一項第二号イ(8)」を「第七条第一項第一号イ(9)又は(21)」に改め、同号イ(7)を同号イ(8)とし、同号イ(6)の次に次のように加える。

(7) 第七条第一項第二号イ(5)又は(22)に掲げる医薬品 三万五千六百円
第十七条第一項第一号イ(5)を「又は(5)」を「又は(6)」に改める。

この政令は、平成二十年四月一日から施行する。

厚生労働大臣 純添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

平成二十年三月十九日
御名 御璽
政令第五十三号

政令第五十三号

改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六十九条及び第七十三条第一項、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条並びに特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第十四条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令の一部改正）
第一条 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「六百五十九円」を「六百六十五円」に改める。
附則第二条の見出し中「平成十八年度」を「平成十九年度」に改め、同条第一項中「平成十八年度」を「平成十九年度」に、「平成十九年政令第六十二号」を「平成二十年政令第五十三号」と、「平成十九年度」を「平成二十年度」に改める。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第一条 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「一千三百四十五円」を「一千三百二十七円」に改める。
（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第三条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十一年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「二千三百四十五円」を「二千三百六十円」に改める。

第二条中「一千四百六十一円」を「一千四百六十六円」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める負担金、補助金又は交付金から適用する。

一 国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（以下「算定政令」という。）第一条 平成十九年度分の事務費負担金

二 算定政令附則第二条 平成十九年度に係る国民健康保険組合に対する補助金

三 国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条 平成十九年度分の事務費交付金

四 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条及び第二条 平成十九年度分の事務費交付金

厚生労働大臣 純添 要一
内閣総理大臣 福田 康夫

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

平成二十年三月十九日
御名 御璽
政令第五十四号

政令第五十四号

防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律（平成十九年法律第八十号）附則第一条

ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。
防衛省設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行期日は、平成二十年三月二十六日とする。

防衛大臣 石破 茂
内閣総理大臣 福田 康夫

編集・印刷
独立行政法人国印印刷局

〔省令〕

〔次〕

- 国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令等の一部を改正する省令
- (財務一五)
- 薬事法関係手数料規則の一部を改正する省令 (厚生労働五二)

〔告示〕

- 地域再生計画を認定した件 (内閣府四)
- 地域再生計画の変更を認定した件 (同五、六)
- 産業高度化地域を指定する件の一部を改正する件 (内閣府・経済産業一)
- 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令 第五条の規定に基づき、同条の消防常備市町村を指定する件 (消防庁三)
- 債権回収業に関する特別措置法 第二十四条第一項第三号の規定により債権回収会社の営業許可を取り消した件 (法務一七四)
- 日本国に帰化を許可する件 (同一一七五)
- コソボ共和国の承認の件 (外務二〇四)

四	○歳入徴収官事務規程第二十八条の三第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件の一部を改正する件 (財務九三)
一	○薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(4)及びロの規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品(厚生労働一二二)二号イ(4)及びロの規定に基づき厚生労働大臣が定める基準 (同一二三)
二	○飼料の公定規格の一部を改正する件 (農林水産四九一)
三	○保安林の指定をする件 (同四九六～四九八)
四	○保安林の指定を解除する件 (同四九二～四九五)
五	○保安林の指定施業要件を変更する件 (同四九九～五〇三)
六	○保安施設地区の指定をする件 (同五〇四)
七	○工業標準化法第十九条第一項及び第二十三条第一項の規定に基づき登録をした認証機関の件 (経済産業五〇)
八	○工業標準化法第十九条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の登録の規定に基づき登録をした認証機関の件 (同五一)
九	○係留施設の使用に関する私設信号に関する告示の一部を改正する件 (海上保安庁七八)
十	○水路測量の実施に関する件 (同七九)
一一	○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件 (環境三二)
一二	○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件 (北海道地方環境事務所一)

○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件
(東北地方環境事務所一)

○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件
(中部地方環境事務所一)

○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件
(中国四国地方環境事務所一)

○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件
(九州地方環境事務所一)

○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件 (同二)

〔公 告〕

官 厅

財 団 司 法 書 士 懲 戒 処 分 、 証 票 無 効 、
農 地 の 買 収 前 の 所 有 者 等 へ の 売 扱 通
知 に 代 え る 公 告 関 係

裁 判 所

相 続 、 公 示 催 告 、 失 踪 、 除 権 決 定 、
破 産 、 免 責 、 特 別 清 算 、 再 生 関 係

諸 事 項

官 厅

財 団 司 法 書 士 懲 戒 処 分 、 証 票 無 効 、
農 地 の 買 収 前 の 所 有 者 等 へ の 売 扱 通
知 に 代 え る 公 告 関 係

裁 判 所

相 続 、 公 示 催 告 、 失 踪 、 除 権 決 定 、
破 産 、 免 責 、 特 別 清 算 、 再 生 関 係

農 地 の 買 収 前 の 所 有 者 等 へ の 売 扱 通
知 に 代 え る 公 告 関 係

会 社 そ の 他

閣議決定等事項

〔資 料〕

公 聽 会

電波監理審議会の意見の聴取について
(厚生労働省)

平成20年3月27日 木曜日 官報

第4796号



印刷集・印 独立行政法人国立印刷局

〔省令〕
〔告示〕

- 歳入徴収官事務規程第二十八条の三第四項に規定する財務大臣が指定する歳入金を指定する件の一部を改正する件(財務九三)
- 薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(9)及びロの規定に基づき厚生労働大臣が定める医薬品(厚生労働一一二)
- 薬事法関係手数料規則の一部を改正する省令(厚生労働五二)
- 地域再生計画を認定した件(内閣府四)
- 地域再生計画の変更を認定した件(同五、六)
- 産業高度化地域を指定する件の一部を改正する件(内閣府・経済産業一)
- 救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第五条の規定に基づき、同条の消防常備市町村を指定する件(消防庁三)
- 債権回収業に関する特別措置法第二十四条第一項第三号の規定により債権回収会社の営業許可を取り消した件(法務一七四)
- 日本国に帰化を許可する件(同一七五)
- ノンホル共和国の承認の件(外務一〇四)

四	○地域再生計画を認定した件(内閣府四)	〔告示〕	○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(関東地方環境事務所一)
五	○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(中部地方環境事務所一)	○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(中国四国地方環境事務所一)	○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(中部地方環境事務所一)
六	○保安林の指定をする件(同四九六～四九八)	○保安林の指定を解除する件(同四九九～五一)	○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(九州地方環境事務所一)
七	○保安施設地区の指定をする件(同五〇四)	○保安林の指定施業要件を変更する件(同四九九～五一)	○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(同二)
八	○保安施設地区の指定をする件(同五〇四)	〔国会事項〕	○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(九州地方環境事務所一)
九	○工業標準化法第十九条第一項及び第二十三条第一項の規定に基づき登録をした認証機関の件(経済産業五〇)	〔人事異動〕	○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(同二)
一〇	○工業標準化法第十九条第一項及び第二項並びに第二十三条第一項及び第二項の登録の規定に基づき登録をした認証機関の件(同五一)	〔官庁報告〕	○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(九州地方環境事務所一)
一一	○係留施設の使用に関する私設信号に関する告示の一部を改正する件(海上保安庁七八)	〔官庁報告〕	○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を廃止した件(同二)
一二	○水路測量の実施に関する件(同七九)	〔官庁報告〕	○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(環境三二一)
一二三	○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(環境三二一)	〔官庁報告〕	○土壤汚染対策法に基づく指定調査機関を指定した件(環境三二一)
一二四	○公聴会	〔官庁報告〕	○公聴会
一二五	○電波監理審議会の意見の聴取について(厚生労働省)	〔官庁報告〕	○電波監理審議会の意見の聴取について(厚生労働省)

〔公 告〕

官庁
財団、司法書士懲戒処分、証票無効、農地の買収前の所有者等への売払通知に代える公告関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係

諸事項
会社その他

三〇三 三 三

第4796号

報

官

1

七

27

3

20

平用

2

住所	千葉県船橋市習志野5丁目11番2号
陳淑華	昭和37年8月31日生
住所	埼玉県川口市並木3丁目7番1—205号
周海軒	昭和62年3月27日生
住所	埼玉県春日部市緑町6丁目3番12—103号
メロディ・ディ・ヘスス・ウチダ	昭和42年1月5日生
フリオ・セサル・ナガマ・キャン	昭和46年3月30日生
住所	沖縄県沖縄市安慶田4丁目16番16号
周穎	昭和54年6月3日生
住所	静岡県富士市岩本357番地72
カルロス・アルベルト・モンテアゾド	昭和20年10月19日生
住所	東京都町田市中町2丁目1番8号
孫英	昭和54年3月11日生
住所	東京都日野市大字日野2871番地5
蔡衛平	昭和47年12月23日生
羊宇航	平成7年11月9日生
住所	山口県岩国市岩国3丁目6番29号
白平	昭和51年4月16日生
住所	愛知県豊田市美和町3丁目3番地1
キンゴコク・エディルベルト・チャン・マツナガ	昭和35年2月26日生
マリア・デル・カルスン・バトリシア・マゼツ	ティ・デ・チャン
マリナ・ライ・ワ・チャン・マゼツティ	昭和38年4月15日生
カルメン・ライ・メイ・チャン・マゼツティ	昭和59年1月12日生
昭和60年8月5日生	
住所	和歌山县橋本市高野口町伏原905番地1
朴辛雄	昭和27年6月20日生
金王淑	昭和28年1月27日生
住所	和歌山县橋本市三石台1丁目1番地3
朴理香	昭和56年2月1日生
住所	和歌山县橋本市高野口町伏原834番地
朴誠治	昭和52年7月12日生
住所	長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪11916番地1
マリア・ケイコ・フジタ	昭和27年2月11日生

住所	神奈川県茅ヶ崎市高田2丁目10番12号 ビビアネ・ヌノムラ 昭和63年7月1日生
住所	東京都文京区大塚6丁目28番16号 鶴蘭 昭和56年7月14日生
住所	千葉市中央区新宿2丁目5番9—1001号 陳一然 平成2年2月22日生
住所	静岡県下田市柿崎30番6号 方海蓮 昭和49年12月5日生
住所	千葉県鎌ヶ谷市鎌ケ谷1丁目2番32号 徐萍 昭和44年6月2日生
住所	横浜市南区高砂町2丁目21番地 邵麗 昭和46年10月8日生
住所	横浜市瀬谷区阿久和西2丁目40番地3 朴永治 昭和29年7月19日生
住所	金明美 昭和34年4月2日生
住所	朴崇裕 昭和59年9月17日生
住所	朴麻里 昭和61年5月15日生
住所	朴裕和 昭和62年4月27日生
住所	川崎市川崎区京町1丁目12番15—314号 卞元錫 昭和43年2月15日生
住所	川崎市宮前区馬堀135番地 賀福順 昭和53年10月29日生
住所	神奈川県小田原市鷺宮196番地 孫影 昭和54年7月25日生
○本邦領事館	日本国を承認した。
平成二十年三月三十日	本館 大田 榊寿 出惣
○財務省批示第六十回印	大田 榊寿 出惣
歳入徵収官事務規程(留保)二十一年大藏省年四月十一回印	第六回中「同法第九十二条の二の規定による」に於ける「及る回」
歳入徵収官事務規程第二十一条の二の規定による	同法第六十一条の二の規定による
規定する財務大臣が指定する歳入金を徴収する	(平成十五年三月財務省批示第百四十九回印)
部を次のよう改定し、平成二十一年四月一日を	施行する。
平成二十一年四月三十日	本館 大田 榊寿 出惣

○厚生労働省告示第百二十二号
　　薬事法関係手数料令（平成十七年政令第九十
号）第七条第一項第一号イ(9)の規定に基づき、
事法関係手数料令第七条第一項第一号イ(9)の規
に基づき厚生労働大臣が定める医薬品を次のよ
に定め、平成二十年四月一日から適用する。

平成二十年三月二十七日

厚生労働大臣　舛添　要一

　　薬事法関係手数料令第七条第一項第一号イ(9)
　　(9)の規定に基づき厚生労働大臣が定める
　　薬品

　　薬事法関係手数料令（平成十七年政令第九十
号）第七条第一項第一号イ(9)の規定に基づき厚
　　生労働大臣が定める医薬品は、次の各号のいずれ
　　に掲げる医薬品以外のものとする。

一　薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第
二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定す
る第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九
厚生労働省告示第六十九号。以下「第一類
　　薬品及び第二類医薬品」という。）別表第一、
　　掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類、
　　びに同表に掲げるその他のもの、その水和
　　及びそれらの塩類を有効成分として含有す
　　製剤

二　第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一
　　掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類、
　　びに第一類医薬品及び第二類医薬品別表第
　　に掲げる漢方処方を有効成分として含有す
　　製剤

三　第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一
　　掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類、
　　びに第一類医薬品及び第二類医薬品別表第
　　に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩
　　を有効成分として含有する製剤

四　第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一
　　掲げる漢方処方及び同表に掲げるその他の、
　　のを有効成分として含有する製剤

五　第一類医薬品及び第二類医薬品別表第一
　　掲げる漢方処方並びに第一類医薬品及び第
　　類医薬品別表第三に掲げるもの、その水和物
　　及びそれらの塩類を有効成分として含有す
　　製剤

第一類医薬品及び第二類医薬品別表第三に掲げるもの、その水和物及びそれらの塩類並びに同表に掲げるその他のもの、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤	
○厚生労働省告示第三百二十三号	薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第七条第一項第二号イ(5)及びロの規定に基づき、薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(5)及びロの規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、平成二十年四月一日から適用する。
平成二十年三月二十七日	厚生労働大臣　舛添　要一
	薬事法関係手数料令第七条第一項第二号イ(5)及びロの規定に基づき厚生労働大臣が定める基準
一　国際機関により定められた基準であつて、乳児用調製粉乳の用法として、調乳の際に使用する湯の温度を摂氏七十度以上に保つことその他の事項を定めるもの	薬事法関係手数料令(平成十七年政令第九十一号)第七条第一項第二号イ(5)及びロの規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。
二　一般用漢方処方にに関する薬事法(昭和三十年法律第四百四十五号)第十四条第二項第三号(同条第九項及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む)の審査に係る基準	○農林水産省告示第四百九十一号
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格(昭和五十年七月二十四日農林省告示第七百五十六号)の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。平成二十年三月二十七日	農林水産大臣　若林　正俊
(次のようには、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課及び都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。)	○農林水産省告示第四百九十二号
森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。	森林法(昭和二十六年法律第一百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
平成二十年三月二十七日	農林水産大臣　若林　正俊

平成20年度医薬品手数料単価比較表(改定案)

注) 手数料額欄の下段は、薬事法関係手数料令の条項を表したものである。

区分		【現行】手数料額		【改定】手数料額	
		国	機構(審査)	国	機構(審査)
医薬品審査(新規承認)					
新医薬品(その1)(オーファン以外)	先の申請品目	480,700	23,788,100	480,700	23,788,100
	規格違ひ品目	7条1項1号イ(1)	17条1項1号イ(1)	7条1項1号イ(1)	17条1項1号イ(1)
新医薬品(その1)(オーファン)	先の申請品目	131,500	2,464,000	131,500	2,464,000
	規格違ひ品目	7条1項1号イ(2)	17条1項1号イ(3)	7条1項1号イ(2)	17条1項1号イ(3)
新医薬品(その2)(オーファン以外)	先の申請品目	480,700	19,934,100	480,700	19,934,100
	規格違ひ品目	131,500	2,061,500	131,500	2,061,500
新医薬品(その2)(オーファン)	先の申請品目	314,900	11,353,100	314,900	11,353,100
	規格違ひ品目	7条1項1号イ(3)	17条1項1号イ(5)	7条1項1号イ(3)	17条1項1号イ(5)
後発医療用医薬品	先の申請品目	90,100	1,174,300	90,100	1,174,300
	規格違ひ品目	7条1項1号イ(4)	17条1項1号イ(6)	7条1項1号イ(4)	17条1項1号イ(6)
一般用医薬品	先の申請品目	314,900	9,345,700	314,900	9,345,700
	規格違ひ品目	7条1項1号イ(5)	17条1項1号イ(7)	7条1項1号イ(5)	17条1項1号イ(7)
スイッチOTC等	適合性調査あり	29,200	412,100	29,200	412,100
	適合性調査なし	7条1項1号イ(7),(8)	17条1項1号イ(9)	7条1項1号イ(7),(8)	17条1項1号イ(9)
その他	先の申請品目			203,500	1,291,600
	規格違ひ品目			7条1項1号イ(9)	17条1項1号イ(10)
医薬品審査(承認事項一部変更承認)	その他	19,300	110,300	19,300	110,300
		7条1項1号イ(9),(10)	17条1項1号イ(10)	7条1項1号イ(11),(12)	17条1項1号イ(11)
医薬品審査(承認事項一部変更承認)					
新医薬品(その1、その2)(オーファン以外)	先の申請品目	314,900	10,190,500	314,900	10,190,500
	規格違ひ品目	7条1項2号イ(1),(7)	17条1項2号イ(1)	7条1項2号イ(1),(7)	17条1項2号イ(1)
新医薬品(その1、その2)(オーファン)	その他(上記以外の変更) (再審査期間中)	90,100	1,057,400	90,100	1,057,400
	適合性調査あり	7条1項2号イ(2),(8)	17条1項2号イ(2)	7条1項2号イ(2),(8)	17条1項2号イ(2)
後発医療用医薬品	適合性調査なし	16,700	205,100	16,700	205,100
		7条1項2号イ(3),(9)	17条1項2号イ(3)	7条1項2号イ(3),(9)	17条1項2号イ(3)
新医薬品(その1、その2)(オーファン)	先の申請品目	314,900	8,434,300	314,900	8,434,300
	規格違ひ品目	7条1項2号イ(4),(10)	17条1項2号イ(4)	7条1項2号イ(4),(10)	17条1項2号イ(4)
その他(上記以外の変更) (再審査期間中)	適合性調査あり	90,100	875,600	90,100	875,600
	適合性調査なし	7条1項2号イ(5),(11)	17条1項2号イ(5)	7条1項2号イ(5),(11)	17条1項2号イ(5)
一般用医薬品	先の申請品目	16,700	132,700	16,700	132,700
	規格違ひ品目	7条1項2号イ(6),(12)	17条1項2号イ(6)	7条1項2号イ(6),(12)	17条1項2号イ(6)
ガイドライン等に基づくもの	適合性調査あり	16,700	205,100	16,700	205,100
	適合性調査なし	7条1項2号イ(6),(12)	17条1項2号イ(6)	7条1項2号イ(6),(12)	17条1項2号イ(6)
スイッチOTC等	先の申請品目	314,900	10,190,500	314,900	10,190,500
	規格違ひ品目	7条1項2号イ(13)	17条1項2号イ(1)	7条1項2号イ(13)	17条1項2号イ(1)
その他(上記以外の変更)	先の申請品目	90,100	1,057,400	90,100	1,057,400
	規格違ひ品目	7条1項2号イ(14)	17条1項2号イ(2)	7条1項2号イ(14)	17条1項2号イ(2)
ガイドライン等に基づくもの	適合性調査あり			16,700	35,600
	適合性調査なし			7条1項2号イ(15)	17条1項2号イ(7)
その他(上記以外の変更)	先の申請品目	16,700	205,100	16,700	205,100
	規格違ひ品目	7条1項2号イ(15)	17条1項2号イ(3)	7条1項2号イ(18)	17条1項2号イ(3)
ガイドライン等に基づくもの	適合性調査あり	16,700	205,100	16,700	205,100
	適合性調査なし	7条1項2号イ(15)	17条1項2号イ(3)	7条1項2号イ(16)	17条1項2号イ(3)
その他(上記以外の変更)	先の申請品目			314,900	10,190,500
	規格違ひ品目			7条1項2号イ(17)	17条1項2号イ(1)
一般用医薬品	先の申請品目	314,900	10,190,500	90,100	1,057,400
	規格違ひ品目	7条1項2号イ(7)	17条1項2号イ(1)	7条1項2号イ(18)	17条1項2号イ(2)
ガイドライン等に基づくもの	先の申請品目	90,100	1,057,400	90,100	1,057,400
	規格違ひ品目	7条1項2号イ(2),(8)	17条1項2号イ(2)	7条1項2号イ(21)	17条1項2号イ(2)
その他(上記以外の変更)	先の申請品目			16,700	35,600
	規格違ひ品目			7条1項2号イ(22)	17条1項2号イ(7)
ガイドライン等に基づくもの	先の申請品目	16,700	56,400	16,700	56,400
	規格違ひ品目	7条1項2号イ(18)	17条1項2号イ(7)	7条1項2号イ(23)	17条1項2号イ(8)